平成29年度 第2回 平塚市図書館協議会 会議記録(要旨)

| 開催日時 | 平成29年11月16日(木)14時00分~16時15分 |
|-------|--------------------------------|
| 開催場所 | 平塚市中央図書館3階会議室 |
| 出席者 | 委 員 竹之内 禎 会長 小林 利幸 副会長 湊 敬実 委員 |
| | 中野 友香 委員 跡部 左恵 委員 河野 亜希 委員 |
| | 事務局 高橋 社会教育部長 宮川 中央図書館長 |
| | 丸島 北図書館長 宮脇 西図書館長 佐伯 南図書館長 |
| | 菊坂 奉仕担当長 髙橋 管理担当長 杉山 管理担当主査 |
| 欠 席 者 | なし |
| 傍 聴 人 | 2 名 |

館内見学

館内の見学を行った。(議事前後に実施)

議事

(1) 事務局からの報告事項

喫煙所の撤去、中央図書館西棟1階休憩室の開放期間の延長、図書館事業(一日図書館員、子ども読書活動推進フォーラム、成年後見制度講座)について、事務局から報告を行った。

喫煙所の撤去については、前回の図書館協議会で「駐車場から図書館へ向かう通り道に設置されている喫煙所について、図書館に喫煙所は必要なのか。喫煙所を別の場所に移動するか、 喫煙所自体が必要なのか検討していただきたい。」という意見をいただいた。子どもたちをはじめ多くの方が通る道のため、西棟の自動販売機構の喫煙所を8月17日(木)に撤去した旨報告した。

中央図書館西棟1階休憩室の開放期間の延長については、6月5日(月)から9月30日(土)までの図書館休館日に西棟1階休憩室を試行的に開放したところ、休憩室の利用が一定数あった。利用者の状況をさらに把握する必要があると判断し、平成30年3月26日(月)の図書館休館日まで期間を延長して実施することとした。

図書館事業「成年後見人制度講座」については、本に直接関係しないテーマで講座を実施するのは、今年度初めての試みである。関連図書資料のリストを作成し、制度の周知のみならず利用の促進を図った。

【 会 長 】 喫煙所の撤去については、前回委員からのご意見を直ちに検討・反映していただき感謝する。

(2) 今期テーマの検討

・貸出点数制限の緩和にむけて

事務局から資料の説明を行った。

新システム導入のタイミングにあわせ、貸出点数については、前期図書館協議会からの要望もあり現行各館7点から全館で15点へ緩和する方向で検討している。それに伴い、延滞者に対しては利用制限等新しいルールを設ける予定である。延滞資料がある場合どのくらいの猶予をもって新規貸出を停止するか、予約停止の有無、ルール順守の同意の取り

方などを中心に本日ご意見をいただければと思う。

- 【会長】 改正に向け年明けに色々動き出すということなので、利用制限を中心に 議論をお願いしたい。現在は貸出延長がWEB上でできるとのことだが、返 却の数日前に返却期限を予告するメールを送信する機能はあるのか。
- 【事務局】 現行のシステムでは、返却期限の翌日に返却日を過ぎた旨のメールは送信されるが、事前に予告する機能はない。
- 【 会 長 】 返却ミスをなくすと説明にあったが、返却ミスは実際にあるのか。
- 【事務局】 本人は本を返したと思っていても、返却処理ミスで書棚に本が戻っていて、データ上は本人が借りていることになっているケースがある。
- 【 会 長 】 今後ルール順守の同意をいただくとのことだが、図書館カードにルール を記載するということか。
- 【事務局】 図書館カードにルールを記載することは難しい面があるので、図書館カード作成時の登録用紙にルールを記載し、同意を得た上で利用停止等の措置をしたいと考える。ただ、登録済の方に対しては掲示物などの周知しかできないので、5年毎の更新時に何等かの同意を得る必要があるのではないかと検討している。
- 【会長】 説明にあった貸出停止までの期間だが、60日から70日を過ぎてとあったが、比較的甘いと思われるがいかがか。
- 【副会長】 県内図書館比較してみても、停止になるまでの期間は長いと思われる。 2週間または10日過ぎると自動的に貸出停止となるケースが多い。督促 後に貸出停止を検討していることを加味しても、緩やかな制限という気が する。
- 【事務局】 督促を2回実施した後に貸出停止をすることを検討しているので、停止 までの期間が短いとその間督促を実施するのが難しいという面もあり、期間は長めに考えている。
- 【副会長】 督促と貸出停止を連動して考えずに、督促と貸出停止を分けて考えたらどうか。督促は督促として延滞されている方にしっかり行い、延滞が一定期間あったら自動的に貸出停止をする方法もある。
- 【 会 長 】 督促と貸出停止を連動させていない図書館の方が多いか。
- 【副会長】 実際、そのように思われる。督促部門と貸出部門を切り離して業務を行っている図書館もあるので、あえてそこを連動させるのであればその根拠もしっかりもっておかなければならない。

また、延滞している方の予約の取り扱いについても案件にあったが、次に予約が入っている場合は次の方を優先にしたり、厳しく制限するなら延滞している方の予約を全て取り消したり、予約を最後にずらしたりなど様々なケースが考えられる。

【 委 員 】 貸出期間2週間で返却されることを前提として予約を待っている。60日から70日過ぎないと延滞に対する措置ができないとその分楽しみにしている本を待たなければならないので、人気の本だと何年も待たなければならないことになる。貸出期間の2週間ずつ待つ分には仕方ないが、延滞者に対して60日から70日も過ぎないとペナルティーがないと、その

間予約を待たなければならないので残念である。

- 【 季 員 】 予約で待っている方のことを考えてもこの利用制限までの期間は長いと思う。先ほどの話にあったが、督促することと利用制限することは別で考えても良いのではないか。 2週間過ぎたら貸出停止等の利用制限を行い、それとは別に少し長い期間をもって督促をしていく方法もある。
- 【 委 員 】 督促と利用制限を分けて考えてしまうと、例えば新規貸出を希望しない 方等は督促をしないと中々返さない状況も考えられるので、あまり長い期 間ではなく、貸出期間2週間を過ぎたら早めに督促をしていく必要もあると 思う。
- 【事務局】 督促自体は、60日過ぎてから行うのではなく、貸出期間2週間を過ぎたらなるべく早めに現在でも実施している。
- 【 委 員 】 利用制限より督促の方が大事だと考える。早めに返却していただいて、 借りた方にペナルティーもないというのが一番良いと思うが難しいかも しれない。
- 【事務局】 特定の本はずっと返却しないが、図書館は利用していて別の本を借りていく人も中にはいるので、そういう方に対して新規に貸出をしない制限を現在検討している。
- 【 委 員 】 60日から70日という期間は長いと思うので、その期間を短くしても 良いと思う。
- 【 委 員 】 効果的に返却を行っていただくために、督促し新規貸出を停止することが一番有効な手段なのか。
- 【事務局】 平塚市では貸出停止措置を今まで行っていない。
- 【 会 長 】 他市の状況を見ると、多くの図書館で貸出停止の措置を行っているようだ。
- 【 委 員 】 貸出は停止するが、図書館閲覧は自由にできるのか。
- 【 会 長 】 図書館にきて閲覧することは自由であるが、新規貸出を行うとそこでまた延滞する可能性があるのでなんとか食い止めることは必要だと思う。
- 【 副 会 長 】 本を借りるルールを守らないなら、新規貸出は延滞資料が返却されるまで停止することは必要だと思う。
- 【 委 員 】 本を借りるのは返すことを伴うので、そのルールを守れないなら貸出できないというのは理解できるが、60日から70日という期間は長いと思っ
- 【 会 長 】 様々な意見が出されたが事務局でご検討いただきたい。
- 【事務局】 貸出停止については日数等中心に、いただいたご意見を再度検討させていただきたい。また、予約の停止の件についても再度検討したい。 ルール順守の同意については、新規の方には可能だが、既存の方には周知するしか方法がなく5年毎の更新時の機会で何等か同意いただくしか

【副会長】 館内掲示やチラシの配布が考えられる。

ないかと考えている。

- 【 会 長 】 制度導入時から、貸出をする際に何等か周知するのは必要である。
- 【 委 員 】 新制度に切り替えを行った時点から、貸出などでカウンターへお越しに

なった方へまた更新の際でもルール順守の同意をいただくのは理解いた だけるのではないか。 【副会長】 更新時の本人確認は変更の申し出があった場合にのみ行っているのか。 【事務局】 更新時登録内容に変更がないか確認した上で変更があった場合に変更 届を出してもらって登録内容の変更をしている。 県内の他図書館の事例をみると、更新の時期がくると全員に対し本人確 【副会長】 認をするケースや、一定期間使用がないと本人確認をするまで利用停止と なるケースもある。 【事務局】 今後は更新時身分証明等の本人確認をする方向で考えていきたい。 【委員】 更新時にルール順守の同意を得るのは、非常に長い期間がかかるように 思われる。 現状更新の時期が来ると、システムに表示されるのでそこで更新が必要 【事務局】 かどうか把握でき、登録内容に変更がないか等の確認をしている。 【委員】 貸出の時に渡している返却期限を記載した用紙に新しいルールを記載 することは可能か。 【事務局】 貸出ルールの変更の際には、館内ポスターやチラシなど色々な場面で周 知していきたいと考えている。 【委員】 更新の5年を待たずに順次同意書をお渡しし、システムに同意の有無を 入力していくことは可能か。 【事務局】 カウンター業務が煩雑にはなるが、可能だと思う。 ルール順守の同意は必ず必要なものか。一定期間の周知した上で実施す 【副会長】 れば十分ではないか。 そもそも同意が必要なのかも含め、いただいた意見を参考に再度検討さ 【事務局】 せていただく。 家族間のカード貸与の問題だが、現行どおり家族間複数のカードの利用 【副会長】 を承認するのか。 【事務局】 現行通り家族間のカード貸与は認める方向で考えている。 【副会長】 かつては家族間のカード貸与を認める図書館が多かったが、昨今個人情 報保護の問題もあり、本人以外のカードを使用した貸出について、たとえ 家族であっても認めない動きがある。 一利用者として、仕事や学校で平日図書館へ来られない家族の本を、家 【委員】 族カードを利用して借りることは多々ある。家族間のカードの利用は認め ていただきたいとは思う。 【事務局】 本市は家族カードを利用して貸出を行っているケースが非常に多いと 思われるので、今回は現行どおりとさせていただき、今後の検討課題とさ せていただきたい。

個人情報保護の関係で、一方で本人以外のカード利用を認めない図書館

カードの利用の仕方であるが、在勤で平塚市の図書カードを持っている

その方の資格があるかどうかこちらから確認していないので、使用でき

者の家族がそのカードを利用することは可能か。

があることにご留意いただきたい。

【副会長】

【会長】

【事務局】

る状況ではある。今後は更新時の確認を徹底し、資格がない方のカードの 取り扱いについても検討していきたい。

【会長】 例えばウェブ上で利用状況の履歴等を把握できる市町村があるが、引っ越した以降もそのページを閲覧できれば便利だとも思うが、平塚市では引っ越した後の図書館の個人ページをいつまで閲覧できるか。

【事務局】 引っ越したとしても本人から申し出がない限り、閲覧は可能である。ただ、更新していなければ貸出はできない。

【 会 長 】 家族間カードの貸与等個人情報保護の問題もあるが、急に変更すること は難しそうなので、今後の検討課題としていただきたい。

・図書館の運営体制の検討

事務局から資料を基に図書館の運営形態、図書館の課題、近隣の運営形態、平塚市の施設運営の方針、今後の図書館の方針の流れで説明があった。前期図書館協議会からの引き続きの案件となるが、今後、図書館施設の老朽化の問題を含め、本市図書館の運営をどのような方針のもと進めていくべきか事務局で検討し、この図書館協議会の場で様々ご意見を頂戴できればと考えている。

- 【会長】 図書館の運営方法は、人件費含めて全て税金を投入し運営する方法から、安く効率的にサービスを提供するため、運営を丸ごと民間に頼む指定管理制度を導入する方法がとれるようになった。ただ、図書館は収益事業ではないので馴染まないのではないかという議論もあるが、全国的には広がっている。様々な事例を考えた上で中立的な立場で今後検討していければと思う。
- 【事務局】 今回は前期図書館協議会で協議した内容について説明させていただいたが、最終的には図書館としてどのような方針で進めていくのか作成し、それに対しアドバイスをいただきたいと考える。本日は中央図書館内をご覧いただいたが、今後指定管理制度を導入している図書館などの視察も行い、実際現場をご覧になっていただいた上で協議していただく予定である。
- 【 副 会 長 】 平塚市図書館がどのように運営し、どのようなサービスを利用者に提供 していくか検討し、それに適している運営形態を選んでいただければと思 う。それには、指定管理制度を導入している図書館など実際の現場を確認 した上で、協議していただきたい。

ただ、市町村だと首長の考えで指定管理制度の導入か否か決まる部分もあるが、利用者の一番近くにいる図書館の職員として、図書館側としてどのような運営形態がいいかきちんと整理する必要がある。

【 委 員 】 実際、指定管理制度の具体的メリットデメリットがあるのか。

【事務局】 ご意見いただけるように指定管理制度を導入している図書館への視察 の場等を設けたいと考えている。

【副会長】 資料14ページに運営形態ごとのメリットデメリットがあるので、それも参考になる。

【会長】 一般的メリットは、コスト削減、民間独自の発想が可能、デメリットは 職員の雇用が不安定になること等が言われている。今後あわせて検討して いきたい。

(3) 「平塚市子ども読書活動推進計画(第三次)」の中間評価

資料「平塚市子ども読書活動推進計画(第三次)中間評価実施報告書案」に基づき事務局から説明した。平成29年度は、平塚市子ども読書活動推進第三次計画の中間年にあたり、外部委員を招き7月と10月に中間評価部会を開催した。資料は10月の部会で提示した報告書案である。委員から様々な視点で事業の改善、提案等ご指摘をいただいた旨報告書に記載している。図書館協議会からもご意見を頂戴できればと考えるので、意見・要望があれば11月中に事務局まで報告いただきたい。

- 【 委 員 】 中間評価部会委員の提案をみて、よく事業を検討しご意見をいただけているので、計画策定に携わったものとしてとてもうれしく思う。
- 【会長】 報告書案17ページ26「大学・高校生のインターンシップの受入れ」 とあるが詳しく伺いたい。
- 【事務局】 毎年市全体で、インターンシップの受入れを行っている。その一環で実施しているので、色々な部署で受け入れを行っている。
- 【 会 長 】 中には必ず図書館でインターシップを受けたい学生がいて、市全体のプログラムだと中々参加できないという事例もあった。
- 【 委 員 】 17・18ページ「図書館における子ども読書活動の推進」について、 中間評価部会委員から意見はなかったのか。
- 【事務局】 この報告書案は第1回中間評価部会の内容をまとめたものである。第2回の際に「図書館における子ども読書活動の推進」の部分を含めいくつかご意見をいただいたのでまとまり次第その内容を反映させる予定である。

(4) その他

平塚市図書館設置70周年記念事業、新図書館システム、駐車場の有料化について、事 務局から報告を行った。

(委員からの要望・提案等)

情報提供として「他市喫煙所の状況」、増収策として「雑誌最新号の透明なカバーに企業等の広告をすること」、「廃棄する古い雑誌の間接的な転売等」、利用促進策として「地域の大学生と子どもたちの図書館交流イベント」、「駅構内に図書取次サービス設置」、「図書館を活用したまちづくりや生活リスクマネジメントをサポートする取り組み」について会長から紹介があった。

【 会 長 】 その他委員から提案等あったらお願いしたい。

- 【 委 員 】 資料「平塚市子ども読書活動推進計画(第三次)中間評価実施報告書案」 17ページの28「発達段階に応じたおはなし会の実施」の中で、参加者 は減少傾向にあるとのことだが参加者を増やすために対策をしているか。
- 【事務局】 参加されたお子さんにスタンプカードを渡し、全てたまると雑誌の付録等をプレゼントするなどにより、一時期参加者が増えた時期もあったが、ここ最近はまた減少傾向にある。ボランティアと連携・工夫し実施するようにしているが、児童数の減少や開催時間の関係もあってか中々参加者が増えないのが現状だ。毎回楽しみに参加しているお子さんもいるので、参加者を増やすために、何か良い方法があればご提案いただきたい。
- 【 委 員 】 おはなし会とは、本を大人の方に読んでいただいて終わりなのか。
- 【 事 務 局 】 平塚市の図書館では作品そのものを楽しんでいただくのを一番の目的

| | におはなし会を実施しているので、絵本や紙芝居を読んで参加者に楽しん でいただいている。 |
|---------|--|
| 【委員】 | おはなし会の場で、ディベートをしたりする取り組みは難しいのか。 |
| 【事務局】 | それぞれのお子さんにそれぞれ感じていただくことを目的にしている |
| | ので、あえて感想を求めたりはしていない。 |
| 【委員】 | 子どもたちに感想を求めない、アンケートもとらないということだと子 どもたちが実際どのように感じたかは分からないと思う。 |
| 【事務局】 | 関連した本を借りて帰っていく姿や様子を見て判断している。 |
| | 小さい子は本を読んでもらうことだけで楽しいと思うが、小学校中高学 |
| 【委員】 | |
| | 年・中学生になると、読んだ本についてディベートをしたり、ロジカルシ |
| | ンキングを育てるような学びの場があれば参加者は増えていくと思う。本 |
| | を読んでもらうためだけに参加しようとは中々思わないのではないか。 |
| 【事務局】 | おはなし会の趣旨とは別の枠組みで、お子さんが参加しやすい日程で場 |
| | を提供できれば良いと考える。今年の夏、小学生を対象としたおはなし会 |
| | を実施後、小学校の OB の先生を招き、感想文の書き方の相談を受けてい |
| | ただいた。今後そのような場の提供も検討していきたい。 |
| 【 会 長 】 | 図書館のしらさぎのキャラクター「ぶっくん」が資料表紙にあるが、著 |
| | 作権の関係で使い勝手が悪いとのことである。調布市や足立区竹の塚図書 |
| | 館等キャラクターを活かし、ラインスタンプやステッカーにしている例も |
| | あるので、新しいキャラクターを提案しても面白いかもしれない。 |
| 【委員】 | 成年後見人制度の講座の実施に関連し、図書館以外でも様々なテーマで |
| | 講座が実施されていると思うが、その際、関連図書をリストとして紹介す |
| | るなどの取り組みはあるか。 |
| 【事務局】 | 以前産業関係の勉強会の際に関連図書をリスト化して提供したことが |
| | あったが、図書館から積極的に働きかけてはいない。 |
| 【事務局】 | 「自殺予防週間」などに合わせて関連図書のリスト作成などはしてい |
| | る。 |
| 【委員】 | まちづくりや生活リスクマネジメントについての講座やイベントの際、 |
| | 関連図書がどこに所蔵されているかわかるようなリストがあれば、図書館 |
| | の利用へつながると思う。ニーズがある所を狙うのが一番ではないか。 |
| 【委員】 | |
| | の飾りつけをしていただいており、子どもたちもとても喜んでいる。図書 |
| | 館でもボランティアさんによる壁面などの飾りつけは実施しているのか。 |
| 【事務局】 | 現在実施はしていない。 |
| 【会長】 | 実施していただけるボランティアさんは多くいらっしゃるとようなの |
| | で、可能性があれば検討の課題にいれていただきたい。 |
| 【委員】 | 70周年記念事業について、今回協議できなかったので、次回また議題 |
| - | にのせていただきたい。 |
| 【会長】 | 2週間くらい前に事務局へ報告すれば議題にのせることも可能なので、 |
| | よろしくお願いしたい。 |
| | |

(5) 今後の予定

2月15日(木) 14時からとなった。

閉 会